# 愛 老 園 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三友会が開設する愛老園デイサービスセンター(以下「センター」という。)が行う介護予防通所介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下「要支援者等」という。)に対し、適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神 的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 一 名 称 愛老園デイサービスセンター
  - 二 所在地 伊勢崎市太田町686

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - 一 管理者 1名 (併設特別養護老人ホームの施設長と兼務) 管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
  - 二 従業者 生活相談員 2名以上

機能訓練指導員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 3名以上

送迎支援員 1名以上

従業者は、通所型介護サービスの提供に当たる。

三 事務職員 1名(常勤、兼務)

事務職員は、必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

- 第5条 センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
  - 一 営業日 月曜日から土曜日まで。及び毎月第3日曜日とする。 ただし、1月1日から1月3日までを除く。
  - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時45分までとする。 (利用定員)
- 第6条 利用定員は25名以下とする。

(介護予防诵所介護相当サービスの内容)

- 第7条 介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。
  - 一 生活指導(相談援助等)
  - 二 機能訓練(日常動作訓練)
  - 三 介護サービス
  - 四 介護方法の指導(家族介護者教室)
  - 五 健康状態の確認
  - 六 送迎
  - 七 給食サービス
  - 八 入浴サービス
  - 九 その他利用者に対する便官の提供

(利用料等)

第8条 利用料金等については、別表のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
  - 二 機能訓練室を利用する際には、医師の診断書ならび意見書を提出しなければならない。
  - 三 浴室を利用する際には、バイタルチェック等の健康チェックを受けなければならない。
  - 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

- 五 センターは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず行う身体拘束等については、利用者又は代理人の同意を得るものとする。又その際には、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
- 六 センターは、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと もに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に 基づき、毎年9月及び3月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 5 災害への対応においては、地域や関係機関との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練 の実施に当たっては、地域住民および関係機関の協力を得て行う。

(虐待の防止)

第13条 センターは虐待または虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める

措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修実施。
- 二 センターが整備した虐待防止のための指針の策定。
- 三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。

(感染症予防およびまん延の防止のための措置)

- 第14条 センターは感染症の発生及び蔓延等の防止に関する取り組みの徹底を図るため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
  - 一 感染症対策に関する委員会の開催。
  - 二 感染症対策に関する指針の整備。
  - 三 感染症対策に関する研修の実施、及び訓練(シュミレーション)の実施。

(事故の発生防止と再発を防止するための措置)

第15条 センターは、事故発生の防止と発生時の適切な対応、および事故の再発防止を図る ため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故発生防止(安全対策)に関する指針の整備。
- 二 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底 する体制の整備。
- 三 事故発生防止(安全対策)のための委員会、及び従業者に対する研修を定期的に開催する。
- 四 以上各号の措置を適切に実施するため、事故発生防止(安全対策)の担当者を配置するとともに、委員会の活動を通して組織的に事故発生防止(安全対策)を実施する体制を整備する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、必要な在宅サービスが継続的に 提供できるよう、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
  - 一 業務継続計画を策定する
  - 二 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 三 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行う。

# (ハラスメント対策の強化に関する事項)

- 第17条 センターは、ハラスメント対策を強化し適切な在宅サービスの提供を確保するため に、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
  - 一 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等。
  - 二 利用者や家族等からのハラスメント(カスタマーハラスメント)を防止するための方針の明確化等。

## (その他運営に関する重要事項)

- 第18条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人とセンターの管理者 との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この一部を改正する規程は、平成23年12月1日から施行する。
- この一部を改正する規程は、平成24年 1月1日から施行する。

この一部を改正する規程は、平成24年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成24年 6月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成26年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成27年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成30年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成31年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、平成31年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、令和 3年 4月1日から施行する。 この一部を改正する規程は、令和 6年 4月1日から施行する。